

業務指示書

シエラレオネ国中央子ども病院強化計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：病院施設建設に関するBD, OD, DD, SV

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／建築計画）】

- 1) 類似業務の経験：病院施設建設に関するBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：シエラレオネ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計／自然条件調査】

- 1) 類似業務の経験：病院施設設計に関するBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：シエラレオネ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画1／調達計画／維持管理】

- 1) 類似業務の経験：医療機材整備に関するBD, OD, DD, SV
- 2) 対象国又は同類似地域：シエラレオネ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月7日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

自然条件調査及び一部の環境社会配慮調査に係る経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(SLL1 = 0.01 円 , US\$1 = 112.201000 円 , EUR1 = 127.778000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者アドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／建築計画
建築設計／自然条件調査
機材計画1／調達計画／維持管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.29 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月28日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

シエラレオネ国中央子ども病院強化計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/建築計画	(26.00)	(14.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(10.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(2.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	2.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計/自然条件調査	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 機材計画1/調達計画/維持管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

シエラレオネ共和国（以下「シエラレオネ」という。）では、2002年の内戦終結後、援助機関による母子保健分野への支援により、劣悪であった保健指標が改善傾向となった。特に、保健サービスについては、2010年に「フリーヘルスケア・イニシアティブ」が導入され、妊娠中、授乳中の母親及び5歳未満児への保健医療サービスが無料となり、母子保健を含む一次保健医療サービスへのアクセス状況は改善された。しかしながら、2014年に発生したエボラ出血熱流行で国内の医療サービスが一時的に停止したことにより、再び保健指標が悪化した（5歳未満児死亡率：156（2013）から160.6（2015）。出生1000対）。医療施設においては、設備及び機材の不足により検査、診断、治療が十分でなく、医療の質が未だ課題となっている。

こうした状況の下、シエラレオネにおける小児専門中核医療機関（以下「3次病院」という。）はオラドゥリング中央子ども病院のみであり、上記課題に加えて全国の小児患者（1～14歳）で常時満床であるため、施設が狭小となっている。「中央子ども病院強化計画」（以下「本事業」という。）は、シエラレオネに対し、国内唯一の小児専門3次病院であるオラドゥリング中央子ども病院の医療環境整備を行うことで小児医療の質を向上し、5歳未満児死亡率をはじめとする保健指標の改善に寄与するものである。シエラレオネの「第3次貧困削減戦略（PRSPⅢ）（2013-2018）」には、医療機材の整備や人材育成を通じた保健指標の改善（目標値：5歳未満児死亡率80（出生1000対）等）を含む「基礎保健サービスへのアクセス及び質の向上」が柱の一つとされ、本事業はこれに貢献するものと位置付けられている。

本調査は、要請内容の必要性、妥当性を確認のうえ、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

2. プロジェクトの概要

（1）事業の目的：

本事業は、シエラレオネ唯一の小児専門3次病院であるオラドゥリング中央子ども病院において、医療施設新設及び医療機材の整備により、医療環境の整備を図り、もって5歳未満児死亡率をはじめとする保健指標の改善に寄与するもの。

（2）期待される成果：

オラドゥリング中央子ども病院の施設・機材が拡充される。

（3）対象地域（サイト）：

フリータウン市

（4）関係官庁・機関

責任官庁：保健衛生省

実施機関：オラドゥリング中央子ども病院

（5）事業内容

ア) 施設・機材等の内容：

[施設] 小児一般外来、小児緊急治療科、小児集中治療科（新設予定施設、床面積 777 m²程度、3 階建て）、特殊感染症用隔離入院室等（新設予定施設、床面積 100 m²程度、平屋）を含む施設建設（※協力準備調査により確認）

[機材] 外来処置・診断機材、救急処置機材等（※協力準備調査により確認）

イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容：保守管理活動及び機材運用を強化するための技術指導。（※協力準備調査により確認）

(6) 関連する我が国の主な援助活動

「地域保健改善プロジェクト」（2008年～2011年）、「保健分野の統合的スーパービジョン強化」（2011年-2012年）、「サポータティブスーパービジョンシステム強化プロジェクト」（2013年-2019年）、「小児看護技術強化（個別案件専門家）」（2014年～2016年）、「小児看護技術強化（個別案件国別研修）」（2017）。

(7) 他ドナー等の援助活動

多数の国際機関及び国際 NGO が保健分野の支援を実施中。中でも英国国際開発省が最大のドナーであり、同省は「Saving Lives プログラム」（2016年～2022年）を推進し、新生児に対する集中・緊急治療支援を中心とした病院支援、医薬品購入、地域保健を含む包括的な支援を実施している。WHO、UNICEF、UNFPA が同プログラムの資金を活用し、支援を実施している。また世銀も県病院を対象として、医療機材供与を行っている。オラドゥリング中央子ども病院では、英国の NGO ウェルボディ・パートナーシップが看護師に対する緊急トリアージ研修を実施しているほか、UNICEF も助産師に対する技術研修及び基礎医療機材の提供を実施。

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理計画、現状のオラドゥリング中央子ども病院の技術的・管理的・財政的能力の情報を含めた導入後の運営計画等を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、シエラレオネにおける「中央子ども病院強化計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がシエラレオネ側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①協力対象範囲の設定に必要な情報収集、協議を行うための現地調査 1、②概略設計の実施、準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、

情報収集を行うための現地調査 2、③準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査 3、の 3 回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。なお、現地調査 1 では、シエラレオネ側の要請内容（施設・機材）、対象病院に対する国家予算および他ドナーによる支援計画、施設・機材の現状と課題、診療実績、運営維持管理状況（予算・人員・技術レベル等）、レファラル・カウンターレファラルの状況、カバー人口、対象エリアにおける人口動態、関連法規等を確認し、比較表を作成したうえで、施設・機材の優先順位付けを行い、協力対象範囲の絞り込みを行う。現地調査 1 の結果に応じ、現地調査 2 の内容を変更する必要がある可能性もあることから、調査計画の変更に柔軟に対応する。

（2）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議する。

なお、特に以下の 7 つの段階においては、JICA が開催する会議に出席し、内容を確認することとする。

- ①現地調査 1 対処方針会議：「インセプション・レポート」をとりまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- ②現地調査 1 帰国報告会：帰国後 10 営業日以内を目途に、現地調査結果を記述した「現地調査結果概要 1」を作成し、協力対象範囲を協議、確認する。
- ③現地調査 2 対処方針会議：1 回目の帰国報告会を踏まえ、2 回目の調査事項を整理し、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- ④現地調査 2 帰国報告会：帰国後 10 営業日以内を目途に、「現地調査結果概要 2」を作成し、これを基に基本的な計画・設計の方針を協議、確認する。
- ⑤設計・積算方針会議：帰国後 30 日以内を目途に、プロジェクト内容等の概略設計方針について関係者を含めた協議を行う。
- ⑥現地調査 3 対処方針会議：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。
- ⑦現地調査 3 帰国報告会：先方政府と「準備調査報告書（案）」の協議の結果を報告する。

（3）調査のポイント

①シエラレオネにおける医療施設建設・機材整備

シエラレオネでは、これまで施設・機材等調達方式無償資金協力として、「カンビア地方給水整備計画」や「配電網緊急改修計画」等が実施されてきたが、保健衛生省に対する無償資金協力は初めてとなる。よって、保健衛生省の無償資金協力及び先方負担事項に対する理解をはじめ、施設建設や資材・機材調達に係る現地リソースについての情報も乏しいため、入念に調査し、慎重に計画する必要がある。

また、本調査においては、同病院及びレファラル元の医療従事者の能力等ソフト面も加えたオラドゥリング中央子ども病院の機能の現状及び今後必要な人員配置を含め、将来像について情報収集及び協議を行い、シエラレオネ政府が実現し得る範囲内の小児専門の中核病院としての位置づけを明確にし、要請内容を精査したうえで、

協力のスコープを確定する。

②病院施設の規模

シエラレオネ側からは、小児一般外来、小児緊急治療科、小児集中治療科、特殊感染症用隔離入院室等を含む施設建設及び、外来処置・診断機材、救急処置機材等の整備が要請されている。本要請内容の詳細について確認し、その妥当性を検討する。ただし、既存施設のそのものの改修は行わないことに留意する。

また、既存施設に残す機能及び新設施設に移行する機能についてそれぞれ検討し、移動・搬送フロー等についても精査する。そのうえで、増設予定施設の機能として備えるべき施設、機材について検討する。既存施設の改修は予定していないが、既存施設と新設施設を連結することを想定した要請であるため、既存施設を含め最適な全体の配置計画を策定する。

本病院は、中核病院にも関わらず手術室・麻酔施設を備えていないため、当該施設の新設が他施設よりも優先的に考慮されるべきであるが、その妥当性について調査する。

③ソフトコンポーネント計画・技術協力プロジェクトとの連携

施設・機材のメンテナンス等、ソフトコンポーネントについても先方の要請を確認のうえ、その必要性や内容について検討する。その際、現地医療従事者が使用可能な医療機材を導入するように留意する。なお、オラドゥリング中央子ども病院に対しては、2017年に看護管理・医療安全の能力強化を目的とした専門家の派遣を実施した。病院サービスの質向上と機材保守管理能力強化を主とした技術協力プロジェクトが正式要請されており、同要請が日本政府により採択されれば、2020年頃から病院全体のサービス向上を図っていく予定である。よって、これらも踏まえたうえで、必要なソフトコンポーネントについて計画し、提案する。

④他ドナーとの連携可能性等の確認

2.(7)のとおり保健分野全般では、英国国際開発省、国連諸機関、世界銀行などが主要ドナーである。母子保健関連では、英国国際開発省により新生児ケアの強化に対して同国の主要病院（コノート病院、プリンセスクリスティアーナ産科病院、オラドゥリング中央子ども病院）の新生児集中治療室(NICU)改善が計画されている。また新生児蘇生術などの研修も計画されている。他にも UNFPA、UNICEF、国境なき医師団(MSF)等が支援を実施している。関連する他ドナーに本事業の概要を説明するとともに、それらドナーの支援の実施状況、今後の計画及び連携可能性についても調査・検討する。

(4) 環境社会配慮

本調査に先立ち、保健衛生省により病院機能拡張のための用地確保は完了している。その経緯・手続きを確認する必要があるものの、本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ分類Bとされている。

(5) 保守契約付帯(機材の維持管理)

保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用について(改定

版)」及び「協力準備調査設計・積算マニュアル機材編」(2017年7月)を参照して、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

(6) 要請書の取付け

本事業は現段階では正式な要請書が未到達である。要請書の提出が現地調査3(準備調査報告書ドラフト説明)実施の前提であることから、現地調査1の段階で現地調査2までの要請書の提出をシエラレオネ側に促す。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請が見込まれる事業内容および関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討したうえで、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

インセプション・レポートと現地調査1の対処方針について、対処方針会議においてJICA、国内関係者と協議、最終化する。

(2) インセプション・レポートの先方政府に対する説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査実施方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクト背景・経緯・内容の確認・妥当性の検証

① 政府政策・計画の確認

シエラレオネの保健医療分野に関する政策、開発計画、中長期計画(開発方針、開発課題、重点分野等)の概要と本プロジェクトの位置づけを確認し、本プロジェクトの必要性・妥当性を確認する。

② プロジェクトの経緯と内容の確認

③ シエラレオネ保健セクターの現状と課題の確認

シエラレオネの保健医療分野に関する現状と課題(一般概況、医療行政、医療財政、保健人材、医療サービス体制、医療機材の維持管理等)を調査し、本プロジェクトの関係性を確認する。

④ 対象地域、対象病院の確認・妥当性検証

疾病構造や対象地域における保健医療サービス提供体制等の保健医療の状況(民間病院含む)、対象病院のサービス提供状況(診療科目、医療従事者数、利用者数の推移等)、今後の構想(マスタープラン)、レファラル体制、運営・維持管理体制(人員・過去数年の予算・技術レベル・医療機材に係る消耗品・スペアパーツの調達実績等)を確認する。さらに、情報・データを分析したうえで、それに基づき対象病院が提供を予定している機能及びサービスに対して想定される患者動態を含む需要を予測し、適切な規模を検討する。

⑤ インフラ・設備調査・施工計画調査(関連法規等)

電気、水道、通信、廃棄物処理等関連インフラの現状と課題を確認する。当国の基準を確認したうえで、当該水準の施設に見合った機能(医療ガス、空調設

備、防災設備、発電機、給排水設備、換気設備等)を検討する。更に、当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令等の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

⑥ 機材計画調査・維持管理体制

対象施設の役割、要請機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、協力機材品目・数量について検討する。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度、クライテリアに関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて合意する。また、医療機材の維持管理体制、消耗品・スペアパーツの調達実績、入手の容易さ等を見極める。機材計画調査には、入札に対応できる仕様書を作成するうえで必要な情報収集(機材の直営・契約代理店情報、保守契約の締結の有無など)も含めることとする。

⑦ 類似案件との比較、教訓の抽出

シエラレオネにおける無償資金協力や技術協力プロジェクト案件の経験を確認し、適切な規模を計画する際の参考とする。加えてシエラレオネ建設業者の技術レベル、建設関連法規等を確認し、シエラレオネ側が維持管理可能な規模を確認する。また、それら施設・機材の活用・運営維持管理状況を確認し、教訓を計画に反映させる。

⑧ 他ドナーの計画の確認

対象地域や近隣地域や対象病院の施設・機材整備を行う他ドナー・機関の進捗状況、今後の計画・予定を確認し、要請内容との重複の有無、相乗効果等を検討する。特に対象病院へ施設・機材整備に係る支援を計画している英国国際開発省や世界銀行の対象病院への支援内容を十分確認のうえ、開発効果の最大化及び我が国支援のビジビリティが確保できるよう本プロジェクトの協力内容を策定する。

(4) 事業実施体制の確認

事業実施機関である保健衛生省及び対象病院の組織・権限・人員構成や近年の予算状況等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないかを確認する。

(5) サイト状況(自然条件等)調査

施設建設サイトの土地の自然条件・社会条件の現況(土地面積、形状、傾斜、杭打ちの必要性、特殊土壌の有無、非自発的住民移転の有無、既存施設の有無・配置状況、土地所有権、地質、地盤及び障害物、塩害の有無、廃棄物処理等)を確認し、先方負担事項(既存施設の撤去、整地の必要性など)を本業務で整理・調整する。主な調査内容は以下のとおり。

① 敷地内インフラの整備状況の確認(土地の確保状況・所有権、水道・電気等の引き込み状況、排水(公共下水道)の状況、既存建造物の有無・配置状況、雨季の施工計画に与える影響の確認、電力供給容量、停電時間・回数、電圧及び周波数変動、断水の状況等を含む)

既存施設からの一部機能(外来)の移転の可能性、既存施設と新施設の連結の可能性があることから、既存施設の高さ、空いている土地の状況など、必要

な調査を行う。

先方負担事項に必要な手続き、関係機関、所要期間などについて確認を行い、日本がプロジェクトを実施する場合のシエラレオネ側の負担事項について説明する。更には、建設許可など新規に施設を建設する際に必要な手続きも、併せて確認する。季節による対象地域のインフラ状況の変化等についても確認し、施設及び施工計画の策定に際しては、特に雨季のアクセス道路などの冠水リスクの可能性を検討したうえで計画を策定すること。なお、給排水設備に関しては、敷地内の給水点の状況、水質がシエラレオネ及び WHO の基準に達しているか等を確認する。

②住民合意取得の必要性の確認

土地の取得状況によって近隣住民への影響が考えうる場合は、影響を最小化することを念頭におきつつ、必要があれば住民合意に必要な手続きをシエラレオネ側に促す。

③自然条件調査の実施

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、施設建設予定地の自然条件調査（地形測量、地盤・地質調査、地中障害物の確認、水質調査）を実施する。同調査については、現地再委託にて実施することを認める。調査の仕様は別紙「自然条件調査仕様書（案）」に示すとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。上記項目以外に必要と判断する自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。自然条件調査に係る経費については別見積として提出すること。

(6) 環境社会配慮に係る調査

①「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA 環境ガイドライン（2010年4月）」）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017年4月）」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010年4月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

②環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・ JICA 環境ガイドライン（2010年4月）との乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

③①～②に加え、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが非自発的住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)～12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- 1) 用地取得・非自発的住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住

民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(7) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- ① シエラレオネの現地業者の受注・施工実績、施工能力・技術力、人員（従業員数・構成）、財務力、前払い保証等における銀行保証の取得可否、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
- ② 協力対象地域における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。
- ③ 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。必要に応じて第三国での調査実施も考慮し、詳細に調査する。
- ④ シエラレオネにおけるコンサルタント・施工業者に係る登録制度、ランク・カテゴリ区分、対象国政府またはドナーによる同種の規模・内容の工事の入札参加資格に関し、情報収集を行う。
- ⑤ シエラレオネ政府における公共調達の実施主体・手続決裁過程、入札工事から契約までの標準期間等について、対象国における法制度上の根拠を含め、情報収集を行う。
- ⑥ シエラレオネ政府またはドナーによる本事業に近い規模の病院等の建設実績に関し、情報収集を行う。該当する建物について、建設前後の様子、経過等について建物関係者へのヒアリング等の情報収集を行う。

(8) プロジェクト内容の計画策定

1) 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査1、2の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要1、2を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

2) プロジェクト内容の計画策定（概略設計）

現地調査2の帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。機材については入札に対応できる精度とする。

① 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

施設建設の計画／工事にあたっては、アスベストを含有する資材の採用／調達を行わないことを基本方針とする。更に、同物質を含有する施設・資機材を解体・分解する際は、アスベストの飛散防止対策を行うことを基本方針とする。

「日本の援助による病院建設に関わる指針」を参考に、予算、工期、先方の維持管理体制も踏まえつつ可能な範囲で日本の病院のコンセプトを取り入れることを調査段階で検討し、提案する。

② 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を

検討する。

イ) 施設計画

施設計画は、想定される需要、先方施設基準、既存施設の活用状況、対象病院の担う役割および検査内容/数の将来予測、診療機能・科目計画や、研修計画、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。施設計画については複数の代替案を比較検討する。

検討段階では、新設予定施設の床面積は777㎡、3階建てを想定している。特殊感染症用隔離入院室は、独立した施設を別途新設する想定であり、100㎡程度の平屋を想定している。

既存施設からの一部機能（外来）の移転の可能性、既存施設と新施設の連結の可能性、移動・患者搬送フローも十分に考慮し、増設予定施設に備えるべき施設、機材について検討する。また、本病院は、中核病院にも関わらず手術室・麻酔施設を備えていないため、当該施設の建設について妥当性を十分に確認のうえ、検討する。なお、既存施設の改修は予定していない。

ロ) 設備計画

設備計画については、先方整備基準等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。新設施設の全機材の整備を想定する。

ハ) 機材調達計画

要請された機材の必要性・活用計画、既存施設における機材活用状況および老朽化の具合、消耗品やメンテナンスサービスの入手可能性を含む維持管理の現実性、現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・ 計画方針（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- ・ 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・ 保守契約（対象医療機材、契約内容、期間）

③概略設計図

④施工計画

施設の建設予定サイトは既存の病院サイト内の一部であり、既存部分が稼働したまま工事が進められることになる。よって、建設会社の資材置き場、作業場スペースの確保も含め、安全確保の観点から、工事部分とそれ以外の部分をどのように区画して工事を実施するか検討する。また、進捗段階によって区画方法を変更する必要があるれば、どのように変更する必要があるのかも含めた施工計画を検討する。

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画

・ 実施工程

⑤ソフトコンポーネント計画

ソフトコンポーネントの内容については、5. 実施方針及び留意事項 ③ソフトコンポーネント計画・技術協力プロジェクトとの連携、を参照し、計画する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照のこと。

（9）相手国側負担事項の概要確認

相手国側負担事項（既存建造物の撤去、建設作業のための仮設ヤードの確保や既存機材の移設、水道、電気設備の引き込み、免税や各種建設許可の申請・取得、銀行取極（B/A）に基づく支払い授權書（A/P）の発行等）のプロセス、設計・建設行為等の許認可に係る法令、各手続きにおける関係省庁、必要経費等を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものであるため、それぞれの進捗状況や変更の有無を継続的に把握すること。

（10）税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税等（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめたうえで、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は JICA ガーナ事務所（以下、「事務所」という。）・シエラレオネフィールドオフィス（以下、「FO」という。）にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

（11）プロジェクトの運営・維持管理計画の確認

シエラレオネ保健衛生省及び対象病院が行うことになる施設の運営・維持管理計画（体制、要員、予算、スペアパーツや消耗品類の入手方法、施設・機材の維持管理計画等）について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、プロジェクトの維持管理費を算出し、運営維持管理費をシエラレオネ側にて十分負担可能な規模の計画を策定する。

(1 2) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」(2009年3月)を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの「補完編」・「機材編」(2017年7月)を参照して積算を行う。同マニュアルは以下の URL を参照のこと。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html

2) 機材の保守契約

本邦機材に保守契約を附帯する場合は、メンテナンス契約に係る費用も積算に含める。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。

- ① 経済状況、市場変化にかかるリスク (インフレ率等)
- ② 工事量変動にかかるリスク
- ③ 自然条件にかかるリスク (洪水、降雨等)
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

(1 3) プロジェクトの評価の整理

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、5歳未満児死亡率等を想定しているが、本調査により検討・精査を行う。

また、事業事前評価の一貫として、用地取得、建設許可、その他先方負担事項等の事業実施のための前提条件およびプロジェクトの効果を発現・持続するための外部条件を整理する。

(1 4) ジェンダー課題に関する調査

- ①対象地域における男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握し、事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ②既存施設視察、女性保健人材や女性患者に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女性患者の受診促進のための改善案に関する情報を収集し、ジェンダー視点に立ったアウトプット設定の必要性を検討する。
- ③施設計画 (設計仕様など) に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案し、ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(15) 障害者配慮

施設の設計・計画にあたっては、利用者の年齢、障害の有無等を問わず、誰もが安全で快適に施設を利用できるよう動線、案内板、トイレ、照明等について配慮する必要がある。調査に際しては、当該国のアクセスに関する法令を確認し、当該国の法令を遵守した計画となるよう留意すること。また、同法令が確認できない場合は、我が国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、地方自治体による条例などを参考にし、当該国において適用可能な方策を提案する。

(16) 施工時安全対策に対する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイドンス」という)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、事務所及びF0からシエラレオネ国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府に確認すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定したうえで現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したシエラレオネ国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。また、必要に応じて施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で事務所と協議し、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)が必要な情報について事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず事務所に報告を行う。

(17) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(18) 想定される事業リスクに対する対応策の検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクに対する対応策を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応等によるリスク軽減策を検討する。

(19) プロジェクト概要の本邦企業への説明

JICAは先方政府関係者への説明・協議前に、本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業(OCAJI等の関連業界団体を含む)に対し事業概要、サイトの状況、自然条

件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる。

(20) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(21) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をシエラレオネ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(22) 準備調査報告書等の作成

シエラレオネ政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(11)を成果品とする。なお、CD-Rの提出が求められてないものに関しても、提出時に電子データを合わせて提出する。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文1部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文1部 |
| | : 英文6部(うち先方政府分5部) |
| (3) 現地調査結果概要1 | : 和文1部 |
| (4) 現地調査結果概要2 | : 和文1部 |
| (5) 準備調査報告書(案) | : 和文1部 |
| | : 英文6部(うち先方政府分5部) |
| (6) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文2部 |
| (7) 概要資料 | : 和文1部及びCD-R1枚 |
| (※完成予想図を含む。) | |

- | | |
|---|---|
| (8) 準備調査報告書
(※完成予想図を含む。) | : 和文(製本版) 3部及び CD-R 3枚
: 英文(製本版) 8部及び CD-R 3枚
(うち先方政府分製本版 5部) |
| (9) 機材仕様書 | : 和文(簡易製本版) 3部及び CD-R 1枚
: 和文 3部
: 英文 3部 (うち先方政府分 1部) |
| (10) デジタル画像集 | : CD-R 3枚 (デジタル画像 40枚程度) |
| (11) 進捗報告書 (Project
Monitoring Report) の初版 | : 電子データ提出 |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICAに提出する。(5) 準備調査報告書(案)、(8) 準備調査報告書及び(9) 機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。

注3) (6) 概略事業費(無償)積算内訳書については2017年7月に改訂された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月)」に準拠することとする。

注4) (8) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注8) 報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン(2015年4月)」に従うこととする。

(別紙)

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画 (案)

2019年2月上旬より国内事前準備を開始し、2019年2月下旬より現地調査1を行う。国内で協力対象範囲について整理後、2019年5月初旬より現地調査2を行い、帰国後に国内解析を実施し、2019年10月下旬までに概略事業費積算を行い(積算審査に要する期間も含む)、2019年11月初旬には準備調査報告書(案)説明調査を行う。2019年12月下旬までに概要資料を、2020年3月初旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	2019年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
(概略設計調査)														
事前準備	□													
現地調査1		■												
国内検討・解析			□											
現地調査2(OD)				■										
国内解析					□									
準備調査報告書ド ラフト説明(DOD)										■				
国内整理											□			
概要資料提出												△		
最終報告書提出														▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 調査人月：約 23.83M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

- 1) 業務主任/建築計画(2号)(評価対象者)
- 2) 建築設計/自然条件調査(3号)(評価対象者)
- 3) 設備計画
- 4) 施工計画/積算
- 5) 機材計画1/調達計画/維持管理(3号)(評価対象者)
- 6) 機材計画2/積算
- 7) 保健医療計画
- 8) 環境社会配慮

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より

適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

- (3) 通訳
なし

3. 配布資料

- (1) 医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用について（改訂版）
- (2) 日本の援助による病院建設に係る指針
- (3) 開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用 基礎研究報告書
- (4) シエラレオネ共和国地域保健改善プロジェクト終了時評価報告書
- (5) 保健セクター情報収集・確認調査 シエラレオネ共和国保健セクター分析報告書
- (6) シエラレオネ共和国サポータティブスーパービジョンシステム強化プロジェクト 詳細計画策定調査／実施協議調査報告書
- (7) カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017年4月）

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程予定

- (1) 現地調査 1
 - 1) 団員構成：
総括（JICA）
計画管理（JICA）
技術参与（JICA）
 - 2) 調査行程：10日間
 - 3) 調査目的：本プロジェクトの協力対象範囲・優先順位、機材の要請内容について先方実施機関と合意し、これを協議議事録に取り纏める。
- (2) 現地調査 2
 - 1) 団員構成：
総括（JICA）
計画管理（JICA）
技術参与（JICA）
 - 2) 調査行程：8日間
 - 3) 調査目的：本プロジェクト内容の大枠および調査実施方法について先方実施機関と合意し、これを協議議事録に取りまとめる。
- (3) 報告書案説明調査
 - 1) 団員構成：
総括（JICA）
計画管理（JICA）
 - 2) 調査行程：10日間
 - 3) 調査目的：準備調査報告書（案）について、先方実施機関の基本的な同意を得、これを協議議事録に取りまとめる。

5. 現地再委託

自然条件調査（地形測量、地盤・地質調査、地中障害物調査、水質調査）及び一

部の環境社会配慮調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案のうえ、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、上記については、別見積りとする。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国施設・機材等調達方式無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 及び様式-3 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、JICA の総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 本部、事務所、F0、在ガーナ日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、F0、事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

安全対策・渡航手続きについては下記ホームページも参照し、内容を遵守すること。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

(6) 旅費（航空賃）

本案件は、本見積りに旅費（航空賃）を計上することとする。なお契約締結以降、以下の点につき、留意すること。

- ①内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えなければ、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能（フライトクラスは変更不可）。その場合、打合簿で確認する。
- ②旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用を認める。打合簿で確認すること。
- ③変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、内訳書に記載の、各団員のフライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認める。
- ④精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理とし、経理処理ガイドラインに沿って行う。
- ⑤ただし、経理処理ガイドライン14頁の「（5）契約履行期間中の留意事項」は適用対象外とする（現地購入等は可能だが、フライトクラスは変更不可）。そのため、見積りに関しては、日程変更、価格変動等のリスクを考慮すること。
- ⑥なお、予め打合簿で認められた場合を除き、約款第14条第5項第1号に規定する精算の適用除外となる。契約金額を上回る旅費（航空賃）の精算は不可とする。

以上

シエラレオネ「中央子ども病院強化計画」準備調査にかかる
自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行ううえで必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画などを行うために必要な情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量結果

(2) 気象調査/地質調査/地盤調査

目的：施設位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要な情報の確認を行う。

内容：ボーリング（20メートルを目安とし、かつ支持層が確認できるまで）、土質試験（膨張性土の有無について要確認）、月別の最高・最低・平均気温、月別湿度、月別降雨量、月別風量・風向、季節風及び砂嵐の発生頻度等

成果品：試験結果、柱状図、調査結果

(3) 地中障害物/埋設物調査

目的：地中障害物・廃棄物などの有無の確認を行う。

内容：施設、付帯構造物計画位置で試掘等

成果品：調査結果

(4) 給排水/水質

目的：検査室・研修棟で使用可能な水質・水量であるかを確認する。

内容：水量、水質、断水・水圧低下の有無及び時間帯排水の放流先

成果品：試験結果